

期間を延長しました！

新庄市企業立地等雇用促進奨励金事業

雇用に関する奨励制度のご案内

市では、工場等の新設・増設・移設、本社機能の移転に伴い、新たに新庄市民である常時雇用従業員を雇用した企業者に対して、奨励金を交付します。

【対象者】

以下の全ての要件を満たし、事前に市長の指定を受けた製造業等^{※1}の企業

(1) 設備投資に関すること

工場等の新設、増設、移設、本社機能の移転（以下「工場等の新設等」）に要する投下固定資産の取得額の合計が1,000万円以上（中小企業は300万円以上）であること。

(2) 雇用者の人数等に関すること

上記の設備投資に伴い、常時雇用従業員を新たに10名以上（中小企業は3名以上）を採用^{※2・3}して1年以上（交付申請の日まで）継続して雇用すること。また当該従業員の1名以上がその間新庄市に住所を有していること。

※1 製造業以外の対象業種については、下記までお問い合わせください。

※2 操業開始日の6ヶ月前から3ヶ月後までの間に採用した従業員が対象です。

※3 退職補充は含まれません。

【奨励金額】

(1) 奨励金の算定対象となる従業員

新たに採用した常時雇用従業員のうち、市内に住所を有し継続して雇用された者

(2) 奨励金の額（上限額2,000万円）

投下固定資産の取得額の合計	新規常時雇用従業員
1,000万円以上1億円未満 (中小企業は300万円以上3,000万円未満)	1名につき30万円
1億円以上(中小企業は3,000万円以上)	1名につき50万円

【申請手続き】

(1) 指定申請

工場等の新設等に伴う新たな常時雇用従業員の採用が終了した日、若しくは操業日のいずれか遅い日から10日以内に、指定申請が必要です。

(2) 交付申請

上記の指定申請日から1年を経過した後に、奨励金の交付申請が必要です。

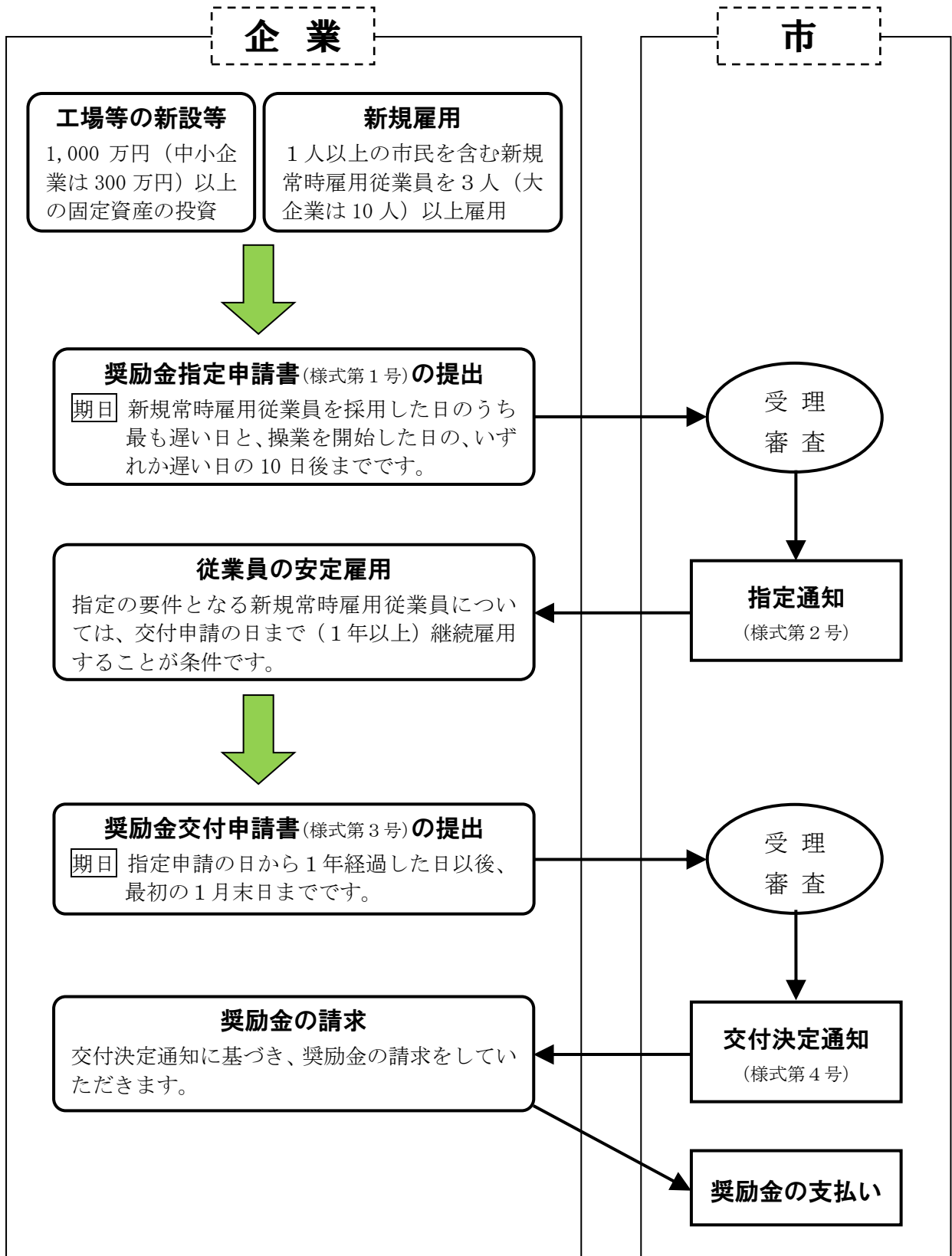
なお、奨励金の交付対象となる常時雇用従業員は、交付申請日までに市内に引き続き住所を有する方です。

【指定申請の期限】

令和7年3月31日

※申請手続きの詳細は、裏面をご覧ください。

企業立地等雇用促進奨励金 申請手続きの流れ



■お問い合わせ■

新庄市商工観光課 地域産業振興係
電話 0233-29-5847 (直通)
E-mail syoukou@city.shinjo.yamagata.jp